

文化政策部会での委員からの御意見（文化財関連部分）

【主に論点Ⅰ「新たな時代の中で「文化財」が「文化力」構築に果たす役割」に関するもの】

○文化芸術振興が対象とするような文化活動に参画・接触することによって、さまざまな文化財や美術作品、再現芸術を理解・享受し、人間の創造力を讃え、人間としての価値を高める機会を得ることができ、質的に優れた文化的な生活を構築し、充実した人生を送ることができる。その結果、自らの文化の特質と他文化との独自性や共通性を理解することによって地球上の文化の多様性を認識するようになり、世界の平和の大切さを確信するようになる、という意義がある。

○文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、人間性を豊かにし、創造力を高め、そして、人を元気にすると共に、他者と共感を通して相手を尊重する気持ちを育むなど、豊かな感受性や人間性を涵養するものである。

経済的な発展は、生活を豊にするが、一方では人間を疲弊させる原因ともなる。文化芸術は、この疲弊感を癒し、ゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現する上で不可欠なもので、意義深いものである。

○一国の文化は、国民にとっての誇りであり、アイデンティティーである。国内事情のほとんどの問題が、国際的な問題と直結している状況下において、国際問題を解決するために一国の軍事力・経済力といったハードパワーから、文化や政治的価値観、政策の魅力などのソフトパワーが重要になってきている。国民が自らの文化を意識できるようにすること、文化の結晶体である芸術を振興し広く国民が享受できるようにすることは、この地で、この国で生きていく国民の活力の源泉となる。

一国の文化はその国の国語に支えられており、日本語の表現、コミュニケーションの可能性を広げることが、日本国民であることを誇りに思えるようにする。

○人間は物質的満足と精神的満足の双方を得て初めて真の幸せを感じる。しかし人間は物質的に満たされていれば生きてはいけるが、精神的に満たされているだけでは生きてはいけないがために、ややもすれば物質的満足に傾きがちで、精神的満足のあり方が見えにくくなっている。

人間が真の幸せを得るためにも、双方をバランス良く自己の中に形成しなければならぬが、文化は精神的満足を得るための正に大きな柱であって、文化芸術の振興は国民が心の均衡を獲得する足がかりとなる極めて重要な要素である。

○文化芸術は、国民が真に心豊かな社会生活を実現する上で不可欠なものであり、国民全体の社会的財産である。

世界的にも「文化力」が国の力であると言われ、経済活動における新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉にもなっている。従って活力ある社会を構築し国の魅力として文化芸術を高め、経済力のみならず文化力により世界から評価される国へと発展していくこと、すなわち、(国が) 公共政策として、文化・芸術の振興策を行うことで、世界に日本の文化度の高さを示すことができる。

○国のあるべき姿を突き詰めれば、それは平和で安全な国土の中で、国民が幸せと感じるような国の形であるべきであろう。平和と安全の問題は、「外交・防衛・安全保障」に関わるものであり、国民の幸せは、人が物質的満足と精神的満足のバランスを獲得した時に実感できるものである。

物質的満足は「経済」と直結するものであり、精神的満足のコアを形成しているのが「文化」であって、従って、国の形を支える大きな三本柱の一つである文化政策に国は責任を持たなければならない。

【主に論点Ⅱ「文化財のもつ潜在力を一層引き出すための文化財行政の展開」に係るもの】

- 農村におけるクリエイティブ産業の可能性
 - ・公共事業に代わる産業が必要
 - ・工芸
 - ・文化的景観を生かしたフェスティバルや文化観光
 - ・歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）

- 科学技術、工業、経済などで世界中でトップを維持している国であってなお、無形文化財としての種々の芸能などや伝統的な工芸技術が豊富に伝えられていることは日本の誇りとすべき事であり、独自のアイデンティティを保持するために、国を挙げて文化芸術振興に取り組むことは、世界文化の多様性維持のためにも寄与する結果となり、極めて意義あることである。

- 古典芸能に携わる者としての立場で言わせていただければ、実施状況が十分と言えない部分があることは否定出来ない。一例を挙げると、用具等の作製・修理を行うことが出来る方の高齢化・減少は深刻さを増しており（既に一部備品の入手は不可能となっている）、原材料をほとんど海外からの輸入に頼らざるを得ない状況と併せて、質の良い楽器の入手が困難になりつつある。

- 伝統文化等に関しては、地域にその伝統文化に誇りを持たせることが重要であり、注目度を高める手法の他に、歴史的な認識を高める教育などが必要である。こうした努力を積み重ねることは、直ぐに効果が現れるものではなく、一定の期間を要するため、指数で評価できるもの、現状維持するもの、衰退を留めるための評価などを取り入れた評価システムが望まれる。

- 文化芸術の向上や産業化ということから専門家に重視されることは当然にしても、国民の芸術文化に関する意識の向上が伴う必要があるし、それこそが時間もかかり、公的な部分でしかできない。

明治維新に音楽教育から邦楽を排除して、邦楽が日本人の表現活動の手段でなくなり、保護対象になってしまったような歴史的事例が多々ある。一方で、日本人がかえりみなかった日本の表現手段が海外の表現を誘発していることも多い。同じ様なことが現在も繰り返されている。いまある表現活動を保護すべき「伝統」芸術にするのではなく、日本人の表現手段であり続ける努力をする。

- どの分野にしても、公演できる場の創出が何より大切と思う。享受者の立場からすると、伝統芸能にしても、現代舞台芸術にしても東京一極集中の現状では、地方ではほとんど一生触れることができないのが現実である。そして地方で芸術性の高いものを提供しようとする、経済的にも相当の負担になる。国立劇場の歌舞伎にしても、新国立劇場のオペラやバレエにしても地方の公共文化施設での公演にかかる経費ははるかに大きい。交通費宿泊費の問題もあるが、国立の両劇場に専属の劇団がないことが大きな要因と思う。芸術性を高めるためにも、国民の文化環境を豊かにするためにも、芸術活動する人々の雇用の場と目標は、何より大切と思う。

- 日本の文化の総体を考えた時、基幹部を構成している伝統文化の保護とその先で常に成長し続けていくべき芸術文化の振興領域に分けるとすると、前者は無形文化をはじめとする伝統文化、及び文化財関係、後者は芸術家等の養成に係る部分と、核となる地域或いは地方への文化芸術の振興に係る部分という、大きく分けて四つの領域における人材

育成が必要と思われる。そして国の役割は、その領域の人材育成に必要なルール作り、人材育成のキーとなる人と場の形成に主力をそそぐ必要がある。

- まず、芸術施設運営・芸術団体運営の専門家を継続的に育成する。そのためのインターン制度（有償・無償）を確立する。それと、国立大学で、国際的な活動を目指す音楽家、美術家だけでなく、地域的な教育的なプログラムを楽しんで指導できる人材を育成する。また、音楽・美術と同じように、国立大学に舞台芸術系、伝統芸能系の専門家を育成するコースを設置する。
- 全てに渡り、教育が必要である。人材を育成するためには、長い年月と費用がかかる。我々伝統芸能の世界では、五十、六十洩垂れ小僧と昔から云われている。国は教育にもっと力を入れるべき。
- 文化財保存分野では、伝統的資材の生産が、海外に移される危機感がある。資材生産で生活できる体制を考える必要がある。文化財修復などの分野に飛び込もうとする若者は増えているのだが、資材生産を担当しようとする若者が居ないのは、生活するにたる収入の見込みが無いからだ。
- 無形文化財の伝承者や文化財保存技術の後継者育成は、本市においても、伝統の筍の掘り鍬等があるが、生産技術の技能者が徐々に減り、後継者を支援する方法の一つとして文化技能賞で顕彰をしているが育っていないのが現状である。技能者に対して国や地方の補助などの支援対策が必要である。それも、本市だけでなく、同じ筍文化圏（乙訓2市1町）を有する市町村での支援策が必要と考える。

【主に論点Ⅲ「文化財行政における「国」、「地方」、「新しい公共」各々の役割及び連携」に関係するもの】

- 国が公共政策として主体的、指導的に文化芸術を振興する必要性はないと考える。国は国民の自由な活動を調整的・間接的に支援していくべきである。また国民は市民でもあり、国・地方・民間が連携しての地域振興が、国の振興に結びつけて考えられるようにしてまいりたい。
- 国は、文化芸術が活発化するような環境・状況のインフラ整備とそのため制度設計・政策実施、地方自治体や民間などさまざまな実施単位間の調整、大規模事業の実施、国際社会への貢献がおもな役割。地方自治体は地域の文化芸術振興を図ると同時に、地方間、地方単位の国際協力を行う。民間は、独自の方策、目的、手段によって文化芸術振興をおこない、結果として文化の多様性に貢献する。個人は、文化芸術振興に参画、接触すること自体がその活動への貢献であり、最小単位としての受益者、貢献者、評者である。国民すべてが享受できる良質な文化環境の整備と提供は、まさに「新しい公共」の中核に位置すべきものである。
- 文化芸術は、国民の身近な生活に密着しているものであり、国民一人一人が文化芸術を支えていく環境を醸成し、文化芸術の享受、支援、創造、保護・継承のサイクル（循環）が実現する社会を構築することが求められる。こうしたことを踏まえ、地方公共団体は、これまで培われてきた文化や伝統を継承し、発展させるとともに、個性が輝き、魅力に富んだ、心豊かな地域社会を構築する必要がある。国は、地方公共団体や民間、個人による自主的な文化芸術に対して、地域間格差が生じないように支援や情報提供等の所要の措置を講ずることが必要である。同時に、伝統的な文化芸術の継承・発展や文化芸術の

頂点の伸長、裾野の拡大などについても積極的に支援が必要である。

○国の役割：国際的な芸術作品の紹介、国際的な共同制作。才能のありそうな芸術家の育成。先端的な芸術活動の奨励。日本語の可能性を広げる芸術作品の奨励。

地方自治体の役割：地域の人々が優れた芸術を鑑賞し、また自ら活動に参加することの障壁を減らす。そのための芸術施設の充実、維持管理。享受者の負担があまり大きくなるようにするための補助金の交付。地域の子どもたちが、初等教育、中等教育において、生涯付き合っている芸術ジャンルと触れ合う機会を持たす。

民間：企業の経営戦略、広報イメージとあった企業メセナの展開。

個人：自ら芸術活動のアマチュアの実践者・鑑賞者となり参加する。税額控除が行われるようになれば、芸術活動への積極的な寄付。

新しい公共：公立の芸術施設の運営が、公務員でなく公益法人・NPOに所属する専門家によりなされるようになること。学生インターン、文化ボランティアの活用も視野に入れる。

○国、地方自治体がバラバラに振興策を作ると場所によってのバラツキが多く見られる。どの様にそれを調整してゆくかで無駄がかなり無くなるかと考えられる。又民間（企業）や個人的な寄付を多くする為の税制面での優遇等も、もっと拡大してゆくべき。

○役割分担の基本は、将来的・長期的、また国家的な大きな展望に係るものは国が、身近で直接的なものは地方自治体や民間、個人でということになる。このことを基本におけば、ナショナルアイデンティティーの基本に係わる様な事柄は国が、現在の、活発な活動を通しての新たな文化の生成や再生に係わるものは地域や民間が、という構図になる。教育であれば、文化に係わる教育の理念や基本の方向性は国が、教育そのものの実践は地方、地域でということである。

「新しい公共」とは現場に係わり現実に実践している場や人間に優しくあることであって、その意味では、文化芸術の分野においても地域主権の方向を良い形で進めることでコミュニティが活性化されることである。

ここでも国と地域主権のバランスが大事であって、地域主権が進んでくれば当然格差の問題が生じてくる。その格差を是正していくのも国の役割であろう。

○既に振興基本法や基本方針で振興策としてあげられているものを整理し、又、理念が語られているものに対しては、具体策を例示し、それらの全てを整理してみて、国が全面的にやるべきもの、民間に任せるべきもの、国と地方、国と民間、地方と民間、あるいはまた国、地方、民間でやるべきもの等々、施策の内容に応じて仕分けをしていく必要がある。

基本的には、文化教育と伝統文化、文化財の保護は国が全面的に責任を持ち、地方がしっかりと介添えをしていく。元気の良い芸術文化の振興に対しては、国と地方が文化的基本インフラをしっかりと整え、民間、企業のエネルギーを利用して振興を図るのがよいと思われる。